

東北三省と延邊檔案館所蔵の中華民国期档案に関する概述

厲 声
馬 大 正

わが国の明・清以降の歴史研究の中で、档案は大変重要な地位を占めており、大きな役割を果たしている。とりわけ中国の辺境史研究においてはさらにその重要性を示しているが、その理由は、辺境は国家管理の重点的な地区であるうえに、政治、軍事、民族、社会、経済開発、人口移動などのすべてが国家による行為であり、档案はそうした行為を詳細に記録しているからである。

2002年中国社会科学院は、『東北辺疆歴史与現状系列研究工程』という研究課題を立てたが、その一つが東北三省、すなわち黒龍江省、吉林省、遼寧省三省档案館に所蔵される明朝から民国期までの档案概況を簡略に紹介するということであり、三年間の努力の結果、『東北辺疆歴史档案通覧』(以下「通覧」と略称)一書にまとめることができた。

当書は百万字にのぼり、黒龍江卷、吉林卷、遼寧卷の各々が三冊で構成されている。その中で、東北三省档案館所蔵の档案資料を分類すると共に、類別にそって档案資料の主要内容を概述している。これは言うまでもなく、研究者の档案資料使用のためにたいへんな便宜を提供しているが、「通覧」では黒龍江省、吉林省、遼寧省三省档案館所蔵の档案資料を紹介しており、その内容は当書の半分以上を占めている。具体的に言えば、日本の東北侵略即ち「満州事変」を区切りにして、東北三省档案館所蔵の資料が大きく二つに分けられている。すなわち1912年

から1931年までの民国期の档案と、1931年から1945年までの偽滿州国期の档案である。

一. 東北三省档案館所蔵の民国期档案の概況

1. 黒龍江省档案館所蔵の档案

黒龍江省内の各級档案館には、1912年から1931年までの民国期の档案およそ三十二万巻を保管している。その中で黒龍江省档案館に所蔵されている民国期の档案が十四万件にのぼる。これらの档案は、基本的には1970年7月遼寧省档案館から受け取ったものである。日本が東北三省を侵略した後、植民地統治権を強固にするため「偽滿州国」政権と共に、東北三省内の清国末期から民国期にわたる档案資料を大規模に徵収した。1937年5月、偽滿州国務院は「關于旧記統一管理的訓令」を公布して、その下に旧記整理処が成立した。「旧記」とは清国、民国の档案を指す。

偽滿州国の档案徵収の中で、黒龍江省所属の各道、各県から四十余万巻が偽滿州国国立中央図書館奉天分館に集中させられた。日本が降伏した後これらの档案は瀋陽に残されたままとなっていたが、1948年に瀋陽は解放され、人民政府がその档案を接收した。その後、東北档案館の管理下に置かれていたが、後に東北档案館の撤廃に伴って遼寧档案館に引き渡された。

1970年7月、黒龍江省は遼寧省档案館から三七四万巻にのぼる歴史档案を引き受け、黒龍江

省档案館に八二二九一卷を、その外はハルビン、呼蘭など四十五個の市および県の档案館に移管した。これらの档案の中には民国期の档案のほか、清国期の档案も一部ある。現存の民国期档案の中には、省政府の形成と中東鉄道に関する貴重な記録があり、濱江、竜江、黒河など各道府と一部県公署に関する档案も収録されている。

民国期档案の主な特徴は、第一に数量が膨大ということである。中には鑑定されていないものも多い。第二に、民国成立直後、民国政府が清国の制度を踏襲していたため、民国前期の档案は折巻が多く、しかも案卷の目録だけがあつて、档案内容を明確に示すことが難しい。第三に、外国語で書かれた档案が相当な数量を占めている。とくに濱江海關、綏芬河海關、瑷珲海關に関する档案はほとんど外国語で書かれており、しかも数量が非常に多い。外国語の中ではロシア語、英語、日本がもっとも多く、その次がドイツ語、フランス語である。

その中でも黒龍江省档案所蔵の民国期の档案が比較的整っており、内容も豊富である。主に土地の開墾、移民実歴、実業の振興、商業、貿易、財政、金融、交通、郵便、教育、衛生、軍事、外交など多方面にわたっており、重要な研究価値がある。とりわけ中東鉄道に関する档案は整っているだけでなく、内容も系統的で詳細にわたっており、黒龍江省档案館所蔵档案的一大特色と言える。

偽滿州國成立後、東北三省および各市、各県などの政府は档案の作成保管に力を入れていた。しかし1945年8月ソ連軍の中国東北への進出に直面した日本が、これらの档案をほとんど焼却したため、黒龍江省の市および県に所蔵された档案はほとんどなくなってしまった。とりわけ、日本は罪証を消滅させるために「七三一」細菌部隊に関する档案およびその建物までも徹

底的に焼却したのである。

1955年、中国共産党中央政府の決定に基づいて、黒龍江省委員会は「關於迅速清理敵偽政治档案的通知」を公布し、抗日戦争期における日本軍と偽偽政権に関する档案整理にとりかかった。そのため、1958年までに黒龍江全省において日本軍と偽偽政権に関する政治档案三八万巻と、文書五千余件などを収集し、そのうち一二四八七巻を1969年11月黒龍江省档案館に引き渡した。現在、黒龍江省档案館をはじめ、当該省内の市档案館、県档案館には日本軍と偽偽政権に関する档案二十一個全宗、二二万余巻が所蔵されている。これらは主に日本軍と偽偽政権支配の下での竜江、濱江、三江など省公署、省警務庁、警部統治委員会、特務機関、株式会社などに関するものであるが、しかし数が少ないと、整っていないというのが現状である。

例えば、竜江など省公署に関する档案全宗の中には、数個から十数個の档案資料が分類されずに収録されている。その原因は主に、紛失した档案が多く、残された不完全な档案資料を分類することが難しいからである。

現存の黒龍江省档案館所蔵の抗日戦争期における日本軍と偽偽政権に関する档案は、日本帝国主義の東北に対する侵略、植民地統治の歴史的事実を如実に記述しており、政治的圧迫、経済的略奪、移民侵略、奴隸化教育などに関して記録している。その中でも、当時日本軍関東憲兵隊による「特殊輸送」档案は、日本の「731」細菌部隊が行なった人間細菌実験に関する内容が含まれており、日本帝国主義の戦争犯罪に関するもっとも有力な証拠である。一方、東北抗日聯軍の活動に関する記録も少なくない。

2. 吉林省档案館所蔵の档案

吉林省档案館所蔵の档案資料も豊富である。1912年に中華民国が成立した。しかし吉林省政

府は清国の制度を踏襲し、ただ吉林巡撫を吉林都督に改めるだけであった。1913年にいたつて、はじめて吉林省行政公署をおき、かつての府、庁、州を県に変え、1916年吉林省長公署を設置した。この時期、吉林省内の政局は比較的に安定しており、檔案の管理制度も比較的健全であったので、吉林公署と各県政府の档案は相対的に完備されていた。現在、吉林省は民国期の档案五十三万卷を保蔵している。

それらは主に吉林省人民政府および当省の各庁、各局、各部門、また省内の重要な企業や事業部門に関する档案資料である。それは民国期における吉林省内の政治、経済、軍事、司法、外交、実業、財税、教育に関する史実を反映しており、また吉林省人民政府の档案を中心に、民国期の政局、機構の変化、区域の区分、司法、渉外、軍事、政党、派閥、団体、少数民族、実業の発展状況および文化、教育、衛生など多方面の史実を記録している。さらに馬賊や強盗の取締り、中露両国間の辺境紛糾と衝突、外交交渉、例えば、日本が起した「琿春事件」、「竜井村事件」、「寛城子事件」、「中東鉄道事件」、「万宝山事件」、「満州事変」などに関する記録がある。

また、農業、工業、商業、貿易、交通、郵便、電信などに関する档案も少なくない。すなわち、荒地の開墾、農業試験場の開設、植樹造林、官営や民営の企業、官民合弁の企業、中国と外国との合弁企業の経営、鉱山、電気、電話などの会社、また鉄道の修築、長距離バス運輸、水上運輸など実業に関する記録である。その中には貴重な切手や自動車検査証明書などもある。とくに、資産階級革命家である章太炎先生が、籌辺使に任命されて、東三省籌辺公署を開設した際に残した貴重な自筆の手跡がある。また劉曠達、楚國南、謝雨天などの吉林での活動状況や、楚國南などが逮捕された時の記録および楚國南の自筆の手紙、そして張学良と馬占山の親

書も収録されている。

他方、司法に関しては吉林高等法院、吉林永吉地方法院、吉林永吉地方法院檢察處などに関する档案全宗があるが、その内容は各級審判府の機構の増設、審判府章程の改正、民事刑事事件の訴訟審理に関する記録である。実業については主に吉林實業庁、官営蒙江林業局、吉林採金局、吉林墾植分会、東三省籌辯公署、吉林森林局、東三省林務局、吉林水道局などに関するものである。

これらの档案資料には、各地農会の改選および章程改正に関する報告、農業調査に関する報告書、荒地の開墾、農地水利の建造、水田生産、漁業公司の設置と運営、苗木畑の建造、種の改良などに関する内容が記録されている。

民政に関しては主に吉林民政庁、吉林自治籌備處、吉林自治籌備處、吉林籌備選舉事務所、馬路（道路）工程事務所東北籌賑会吉林分会の档案全宗がある。中には都市、郷の参議会の改選や、粥工場、養濟所、工芸教養所に関する档案がある。

警察関連の档案資料としては、主に吉林省警務處、吉林省清鄉総局、吉林省保衛團督辦處、吉林警備隊統領部、吉林警務處警備隊吉林禁煙公所などに関する全宗が保存されている。そして、文化、教育、衛生については吉林省教育厅、吉林省図書館、吉林省立民衆教育館、吉林省立第一中学校、吉林省立女子師範学校などに関するものがあるが、その中には東北大學、毓文中学校、吉林大學などの開校や派遣留学生の管理および経費などの内容が記述されている。また「五・四運動」、「五・三〇運動」など学生による反帝国主義、反封建主義の愛國運動に関する記録や、最初にアメリカに渡った留学生の名簿や写真も収録されている。

渉外関係においては、外交部吉林交渉員公署、吉林ハルビン交渉員公署、外交部駐ハルビ

ン吉林特派員辦事處、長春鐵道交涉分局の檔案がある。その中には中国とソ連、中国と日本、中国とアメリカ、中国とイギリス、中国とフランスなど国家関係や、列強の中国領土の侵略と民衆の財産に対する略奪および虐殺事件の記述、延辺、長春、瀋陽などにおける日本軍の「軍事演習」や中国と朝鮮両国民の抗日運動に対する弾圧経過などに関する記録が保存されている。

現在、吉林省内の各档案館には1931年から1945年までの偽滿州国期の档案六万五千余卷が保存されている。その中で、滿州中央銀行、閩東憲兵隊、滿州電業株式会社、吉林省公署、滿州國務院建築局、吉林省公署警務庁および南満鉄道株式会社などに関する档案全宗は、特に規模が大きい。とりわけ吉林省档案館では、偽滿州国國務院、經濟部、產業部、興農部などの偽滿州国政権形成期の档案を所蔵している。これらの档案資料は、日本帝国主義のわが国、とくに東北に対する侵略と統治の経緯、および偽滿州国政権の傀儡活動を詳細に記録しており、中国共産党および抗日民衆による日本の侵略と植民地的統治に対する抵抗運動の歴史的経緯が記述されている。とくに日本軍による「満州事変」、「南京虐殺事件」、「731」細菌部隊、日本軍慰安婦、中国労働者に対する奴隸的使役などに関する資料は、研究価値が高い。

また、偽滿州国期におけるレコード档案には、溥儀の実況録音や、日本と偽滿州国の高級官僚の演説の録音、戦況ニュース、評論、新聞の座談会、インタビュー、偽滿州国国歌、日本と偽滿州国の歌曲、さらに相撲、剣術などスポーツ試合の実況放送の録音が収集されている。これらの档案もまた高い研究価値を有している。

3. 遼寧省档案館所蔵の档案

遼寧省档案館所蔵の档案も数が多い。1969年

の東北档案館の撤廃に伴って、所蔵の档案百十万卷をそれぞれ吉林と黒竜江両省档案館に移動し、遼寧省档案館には百十万卷を納入した。

遼寧省档案館の档案は、主に清国期と民国期のものである。その中でも、清国期における東北地方行政官署に関する主な档案は、軍督部堂、奉天交渉総局、奉天交渉司に関するものである。奉天の各府、各庁、各県機関の档案の中には清国期の一部資料が散在している。しかし、これらの档案の一部は、「日清戦争」(1894年-1895年)や、ロシアの東北三省に対する侵略(1900年)、「日露戦争」(1904年-1905年)などの戦災で紛失、損傷している。所蔵档案の年代は、主に清国の乾隆から宣統までとなっているが、光緒二十六年以前のものは数少ない。

民国期の档案資料は系統が整っており、数量が巨大で、内容も豊富で、遼寧省歴史档案の主体となっている。現在、遼寧省档案館には百二十六個の全宗、九十六万余卷が所蔵されている。内容は、辛亥革命から「満州事変」までの東北三省および熱河省における外交、財政、文教、警務、司法、塩務、海關および各道、各府、各庁、各州、各県公署に関する記録である。とくに奉系軍閥勢力の形成、東北に対する十五年間にわたる支配の経緯、また日本の東北に対する侵略および中日両国間の外交交渉、近代ロシアの東北に対する侵略および中露交渉などに関する記録である。これは近代奉系軍閥史、東北地方史、中露および中日関係史の研究において大変貴重な一次史料である。

二. 延邊档案館所蔵の民国期延吉公署档案

延邊朝鮮族自治州档案館でも民国期の档案資料を多く所蔵している。その中で延吉各公署の档案がもっとも豊富であり、内容も多岐にわたっている。

1. 吉林東南路觀察使公署の檔案

吉林東南路觀察使公署は、1913年（民国2年）に設置され、翌年1914（民国3年）に撤廃された。当該公署は延吉、和龍、汪清、琿春、敦化、額穆、安寧、東寧など数県を管轄し、行政と外交に関する管理事務を担当した。吉林東南路觀察使公署に関する檔案数は合計六百七十五卷である。その内容に沿って分類すると、以下のように三類に分けられる。

第一は、総合的档案である。例えば、觀察使の公印使用の期日、履歴表、委任状、県設置に関する上申書、各県の事務処理の報告書、都督府公布の章程、施政宣言、治安条例、鉱業条例など政策法規に関する文書である。第二は、涉外関連の档案である。例えば、日本総領事の民・刑事事件調査および犯罪者逮捕に関する照会文、各県知事、商埠局と地方検察庁の日本人死亡報告書および交渉照会文など。その他、吉林懇民の帰化申請、韓国人の帰化入籍に関する書類などである。第三は、人事任免など政務関係档案である。例えば、吉林東南路觀察使公署各課の人員任免、觀察使任命の方法に関する訓令、各県知事の政務に関する上申書などである。そのほか、教育に関する上申書や学校管理規則などもある。

2. 延吉道尹公署の檔案

延吉道尹公署は1914年（民国3年）6月6日に設置され、1929年（民国18年）2月に撤廃された。延吉道尹公署は東南路觀察使署の撤廃後に設置され、依然として延吉、和龍、安寧、琿春、東寧、敦化、額穆、汪清の八県を管轄した。道尹公署内には外交、内務、教育、財政、実業の五科を設けていた。この延吉道尹公署に関する檔案は七〇〇四卷にのぼる。

その内容は大体以下のように分類できる。

第一は、総務関係の档案である。この類の档案は、民国期における延辺地方の政治、経済、社会等状況を系統的に反映している。例えば、公署開設の日期、機構の改革、人事任免および秘密の漏洩を防ぐための対策、東北三省總督、吉林省公署発布の各類の法規、文書および回訓、統計、地方表式、職務規則。さらに税金収集の計画書、戸籍の調査、寺院、教育会管理方法、章程。また、道路の修築、建物の建築、災害を受けた土地面積調査に関する上申書、森林面積統計、木材采伐量、木材輸出量など林業情況および災害状況、さらに禁煙、鉱務など多岐にわたる。

第二は、涉外関係の档案である。これらの档案の中には、近代中日両国間の辺境巡邏方法、日本の商埠地設置、民国政府と日本、朝鮮、ロシア、英國との照会文および交渉情況、日本警察による延辺各地での懇民戸籍の調査、墾民の逮捕、琿春事件、庚申年大討伐、さらに墾民家屋の焼却、墾民の殺害事件など、外国人の辺境観光など外交事務に関する記録がある。

第三は、教育関係の档案である。ここには、小・中学校の学生募集方法、教育会議章程規則、校長と教員および勧学所長の任命、教育奨励条例の作成、各県における教育状況統計、教育に関する年度報告書。また、小学校と私塾の教科書、教育経費と台帳、教育研究会、夏季講演会、私塾教員講習会、師範講習所、墾民教育制度の整備、墾民教育補助金の増加、日本の教育権争奪に対する抵抗策などの内容もある。

第四は、警察関係の档案である。この档案資料の中には、遊巡隊長官任命事項、警察遊巡隊の規則、警察および永久治安制度の整備、派出所の増設、警察遊巡隊の奨励と処罰に関する条例および官員名簿や警團所持の銃器と弾丸の数目、遊巡隊の移動および逃走兵の逮捕、各県における馬賊情報の報告など、警務事項が集録さ

れている。

3. 延吉交渉署の档案

延吉交渉署は、1929年（民国18年）2月9日に設立され、3月26日から公印を使用した。同年9月5日に撤廃となる。

延吉交渉署は吉林省政府管轄下の機構である。主に延吉道各県の外交を指揮すると共に、延吉、琿春、和竜、汪清四県の行政事項を監督した。当該交渉署に関する档案は合計三百二十九卷で、民国十八年頃に現存の档案が形成された。その内容は主に外交、財政、総務、海關、衛生、そして路署や鉱署などの行政事項を収録している。

例えば、延辺に居住する外国人の人数、敷地の占有、私有の財産と土地、商店と機械工場の設置に関する調査、外交部と民政庁が公布した各種の命令および条例、専門学校と司法行政などに関する組織法。また、外国人の旅券、証明書、許可書の申請方法、外国商人に対する徵税と外国人の抗税。地方財政に関する臨時法および各項の予算、補助金、経費などに関する記録、財政部の輸入品に関する布告、免税、関税、違法商品の取締りの方法、衛生の経費および清潔の方法。天図鉄道に関する事項、天寶山鉱業に対する調査および外交部、省政府が出した命令、条例、組織大綱、反日、反軍閥に関する電文、ビラ、収入の計算表、気象統計表などである。

4. 延吉市政籌備處の档案

延吉市政籌備處は1929年（民国18年）3月に成立し、同月26日公印の使用を始めた。1933年（偽滿州國大同2年）5月に撤廃。延吉市政籌備處は、吉林省政府管轄の下で主に延吉県、琿春県、和竜県、汪清県の四県と、商埠地区域内の市政業務を担当した。延吉市政籌備處に関

する档案は、現在合計四百二十七卷が所蔵されており、1929年から1933年の間に作られた。

その主な内容は下記のとおりである。

在龍井村日本總領事館より共産党員活動に関する照会電文、「万宝山事件」に関する延吉市政籌備處、延琿和汪四県の自治促進会、朝鮮族同盟会、朝鮮革命党宣伝委員会の電文、声明書、宣言書、ビラなど。延吉市に在留する外国人の人数および外国人と中国人の出入国統計。人事任命における公印使用の日時、天図軽便鉄道公司総辦就任の日時。社会福祉機構の経費報告書。橋や堤の建設募金、道路修築などの工程に関する規則と方法、都市計画の調査資料、道路修築の調査書、道路の規定図、省道の平面図、名勝風景図、商埠地区域図、車道の收支費用、募金額の台帳、天図軽便鉄道公司の事故報告書などである。

5. 延吉、琿春、和竜、汪清四県行政監督公署に関する档案

以上の四県行政監督公署は、1929年（民国18年）3月に成立し、1933年（偽滿州國大同2年）5月に撤廃。上記の延吉市政籌備處と合同で事務をとっており、吉林省政府の管轄を受けていた。四県の行政監督公署の档案は合計八十九卷で、その内容は主に下記のとおりである。

外交照会、抗日組織の反日檄文や宣言書、朝鮮独立軍（党）の活動状況。馬賊の略奪事件に関する報告書、王德林所属軍隊の官兵数と銃器や弾丸など軍需品に関する統計、日本人居住許可関係、外交部および吉林省政府の各項の指令、延吉、和竜、汪清三県における救済事業に関する事項、職業学校の調査報告、年度の経費予算書、計算書などである。

6. 延吉稅務監督公署の档案

1909年（宣統元年）11月、東南路兵備道は吉

林省稅務司と共に、琿春に琿春稅務總關を設置したが、1924年（民国13年）8月、許可を得て琿春稅務總關と延吉分關は相互の機能を変え、延吉分關が總關に昇格した。すなわち延吉稅關監督署であるが、1933年6月に撤廃された。

延吉稅關監督公署に関する档案は合計九九六巻であるが、1912年から1933年の間に作られ、その内容は主に下記のとおりである。

吉林省公署から琿春稅關の延吉稅關への改称と竜井村への移転、延吉道尹の稅關兼任に関する指令。商埠地開設および人事任免に関する上申書、職員録、官署人員の履歴書、経費予算と決算の統計。肉類、大豆、銅元、石炭、自動車など輸出品の税収および軍糧の輸入、収入印紙の運送方法。輸出入品に対する調査、外国製品運搬の許可証明書、税則の改正章程、団們江橋建設用用材と軍用に関する記録、教育建築の免税、国有鉄道乗車券の値下り。鉱質種類の販売価格、延辺稻の徵収、集金の数目、貿易に関する統計、税率表など。また、外国商人からの銃器と弾丸購入禁止および各種の古物輸出禁止条例、中国境内へのソ連の新しい紙幣の流入禁止、密輸の禁止指令などである。

7. 延吉地方審判庁の档案

延吉地方審判庁は、1912年（民国元年）に設置され、1925年（民国14年）吉林高等審判第二分庁と改称。延吉地方審判庁の档案は合計百六十八巻が所蔵されており、1912年から1930年の間に作成され、主に延吉地方審判庁に関するものである。

例えば、初級審判庁より地方審判庁への諮詢書をはじめ、初級審判庁の初審、地方審判庁での二審、さらに高等審判庁での二審に対する再審、大理院での三審など案件審理に関する記録。また、刑事案件簿、官吏休暇取得の制度、各

種経費、司法官吏の回避制度、地方審理庁より初級審理庁に出された指令など。また、暴行事件に関する刑事法廷での審理過程、モルヒネと阿片の使用に関する案件、詐欺案、窃盗案、汚職案、強盗および馬賊の隠匿罪に関する刑事案件、土地訴訟に対する民事裁判、債務、給料人事、賠償、家産、糧食、保証、家屋、婚姻、家畜などである。

8. 吉林高等檢察庁第二分庁の档案

吉林高等檢察庁第二分庁の前身は延吉地方審理庁であり、1912年（民国元年）に成立した。その後の1925年（民国14年）7月吉林高等檢察庁第二分庁と改名した。吉林高等檢察庁第二分庁に関する档案は、合計八十二巻であり、1914年（民国3年）から1931年（民国20年）の間に作成されたものである。

主要内容は、吉林高等檢察庁第二分庁より出された各項の命令、検察官の報告、検察庁員の履歴書。また、審理檢察庁問事所の規則、延吉弁護士会則、琿春など地方庁問事表、公務員配置審査表、教育月報表。赦免減刑や贓物処理に関する上申書。禁煙成績表、留置場の衛生事項報告書、そして韓国人入籍制限解除に関する規則、中日両国間の交渉および条約、涉外章程などである。

9. 天図輕便鉄路監督署の档案

天図輕便鉄路監督署は、1920年（民国9年）9月に設置され、1934年満鉄吉林建設事務所に改名した。吉林省政府管轄のもとに、主に天宝山から団們までの鉄道運輸業務を管理した。

天図輕便鉄路監督署に関する档案は四十六巻であり、1919年から1933年までのものである。その主な内容は、天（宝山）団（們）鐵道公司擬定の章程、当該監督署の借地予算および経費。天図公司營業月報告書、鉄道運輸の貨物お

より運賃、団們江橋の貨物運搬の運賃および実行日期など。そのほかに、吉林省公署と関係機関の公文書もある。例えば、民政厅人事変更、護路隊の阿片の押収などである。

10. 延吉権運分局の档案

延吉権運分局は1913年（民国13年）に成立し、吉林権運局管轄下に置かれていた。主に延吉、琿春、和竜の塩倉と、汪清、敦化分銷処の塩管理販売業務を担当した。

吉林権運分局の档案は四百七十八卷であり、1913年から1932年までに記録されたものである。主な内容は倉庫の建築、密輸犯の逮捕、塩倉と分銷処に関する章程、塩倉経費計算書、塩倉の用品購入の報告書、塩販売量の統計、営業費および塩販売営利の月報告書。延吉権運分局案件の受理と処理に関する章程、密輸犯逮捕の奨励と処罰に関する条例、官営塩販売の比較報告書、緝私隊による密輸犯の逮捕案件などである。

11. 吉林省駐延吉特派行政專員臨時辦事處に関する档案

吉林省駐延吉特派行政專員臨時辦事處は、1931年（民国20年）5月に設置され、1934年12月撤廃。これは日本帝国主義が東北三省を占領した後、はじめて延辺地区に設置した偽政権の行政機構であり、延吉、和竜、汪清、琿春四県を管轄した。所蔵の档案数は六十四卷で、1931年設置から1934年に撤廃されるまでのものである。主な内容は、当該機構の設置、人事任免、県公署の改革、行政経費、商埠地警察機関の廃止、各種の報告書と調査書。そして各県の予算と決算書、税収、土地の使用、募金、公文書作成方法に関する通令、省公署の団們江橋沿岸取締りに関する規則などである。

12. 偽問島省公署の档案

偽問島省公署は1934年12月設立され、吉林省内の延吉県、和竜県、汪清県、琿春県と旧奉天省隸属の安団県を管轄した。1943年4月には延吉県管轄下にあった延吉市を間島市と改称し、間島省の直轄市に指定した。偽問島省公署は偽満州国国务院に隸属し、偽満州国中央政府と偽満州地方行政官署県公署の中間機構として存在し、偽満州国國務總理の指揮監督の下で偽問島省の五県を管轄した。偽問島省公署の中には総務府、民政府、警務府、教育府などをおき、蔡運昇、金井章次（日本人）、李範益、神吉正一（日本人）、岐部与平（日本人）、尹太東が省長に勤めた。

偽問島省公署に関する档案は百四十二卷にのぼり、1934年から1945年までのものである。その内容は主に、偽吉林省公署、偽問島省公署および各県公署の間の公文書や、国税規定、地税制度改革、外国人の土地租借権調整施行に関する文書。また、農業開拓や造林実施計画、交通統計表、県稅務条例、耕地稅徵収簿、土地使用証明、戸籍簿、地方財政調査書、省教育会規則、学校状況に関する調査。また、日本の東洋拓殖株式会社間島出張所や支店に関する立証書類、商租權譲渡に関する契約書、偽協和会および各分会の月報告書、偽「満州軍人後援会」の実施綱要、偽満州国中央銀行の預金印鑑集など。その他、偽問島省警務庁、各県警務科の人事任免、治安工作実施予定表、検挙報告、警察官署の教養規程、刑事案件犯人の捜査と逮捕令、不法入国者の取締り報告書、司法と警察事務に関する文書、延吉地方檢察審判庁と吉林第二高等分庁および琿春区裁判所の判決書、間島省日本總領事館警察部の判決・処理に関する書類。日本關東憲兵司令部と延吉憲兵隊の諜報記録、思想対策に関する報告、大東亜戦争宣伝通牒、間島地区的防衛演習計画書、決戦皇民団の成立と団們

特務機関の血盟志願書。

また、抗日聯軍活動に関する一部の資料もある。例えば、各討伐隊による報告書、共産党組織変更に関する報告、朝鮮共産党员とソ連の秘密工作員の偽滿州国潜入に関する情報などである。

延吉公署管轄の下にあった延吉県、琿春県、和龍県、汪清県など県公署でも、豊富な档案資料を保存しているが、これについては、紙面の関係もあって、別の機会で述べたい。

(翻訳 白榮助)

